

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(在宅勤務)</u> <u>第34条の2 特定有期雇用職員は、通常の勤務場所を離れて、原則として当該特定有期雇用職員の自宅において勤務（以下「在宅勤務」という。）することができる。</u> <u>2 在宅勤務について必要な事項は、別に定める。</u></p>	

附 則（令和2年9月1日規則第7号）

この規則は、令和2年9月1日から施行する。